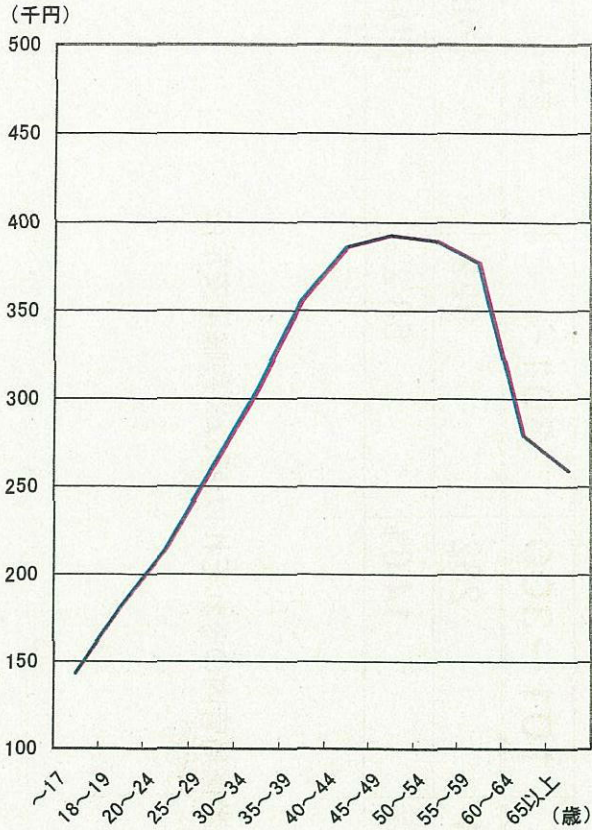
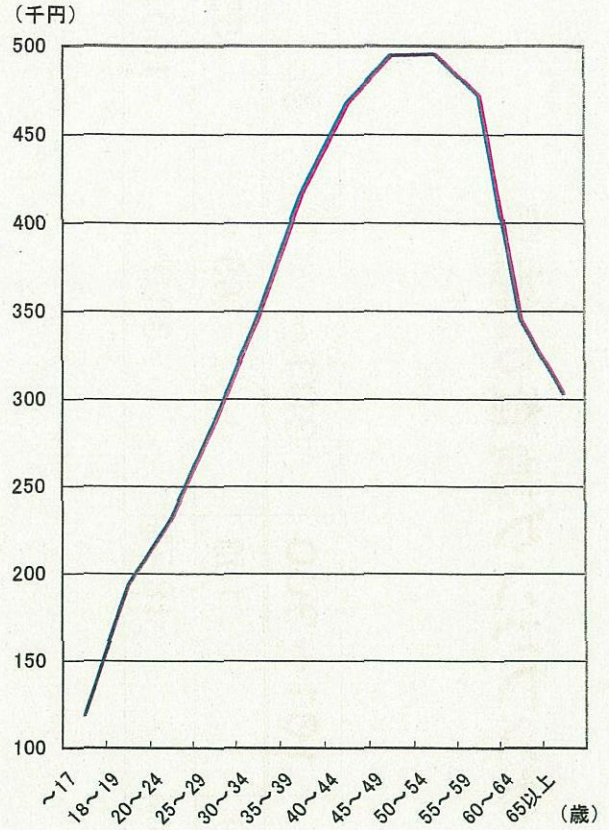


年齢階級別平均給与額

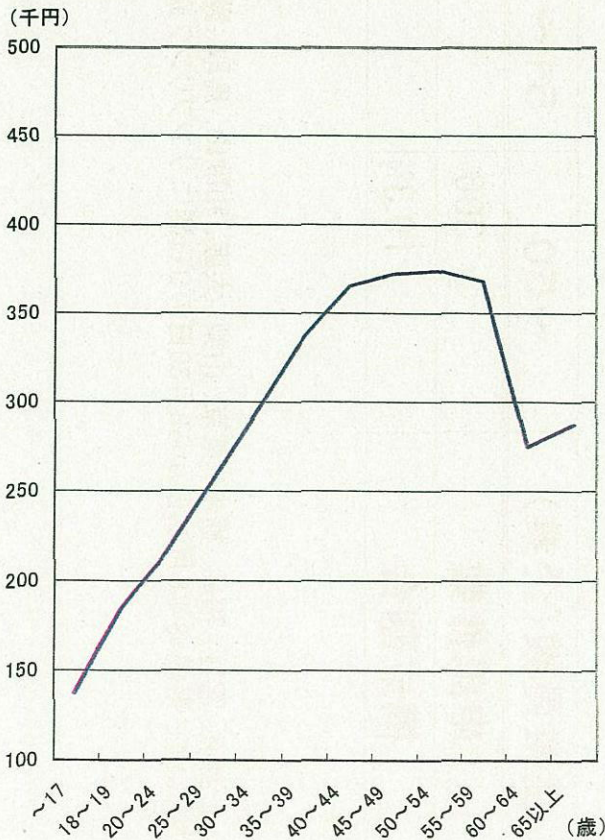
①規模計



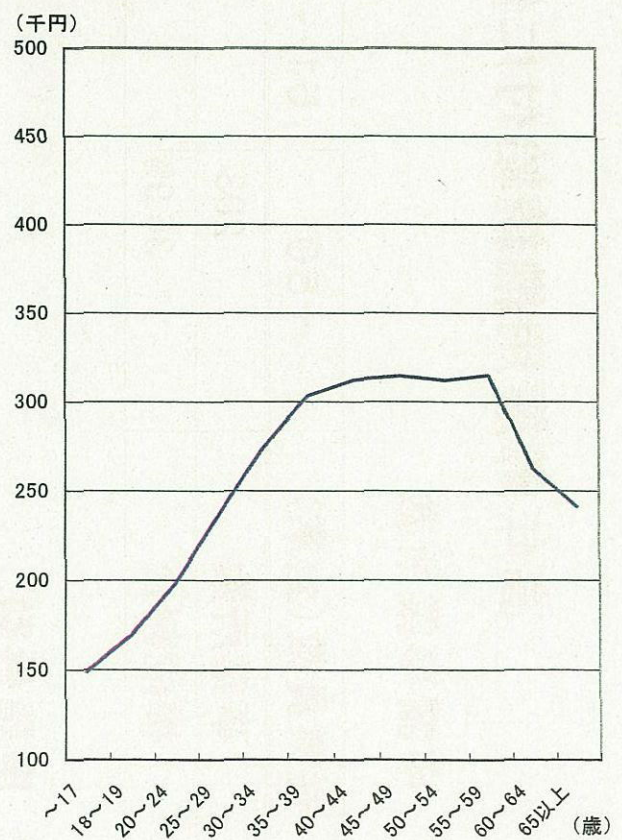
②企業規模1,000人以上



③企業規模100~999人



④企業規模10~99人



(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注)賃金額は、「きまって支給する現金給与額(※)(平成17年6月)」である。

※きまって支給する現金給与額:労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前額である。

年齢階級別平均給与額

(単位:千円)

\	規模計	1,000人以上	100～999人	10～99人
～17歳	143.4	119.1	137.3	148.9
18～19歳	181.1	193.8	184.3	169.5
20～24歳	214.2	232.3	214.8	198.4
25～29歳	259.4	287	255.6	237.2
30～34歳	305.4	345.9	296.5	274.3
35～39歳	355.6	416.7	336.5	303.7
40～44歳	385.9	468.2	365.3	312.6
45～49歳	392.5	494.9	372	314.8
50～54歳	389.5	495.7	374	312.2
55～59歳	376.8	472.2	367.9	315
60～64歳	279.1	345.4	274.7	262.3
65以上歳	259.1	303	287.4	241.2

育児休業給付の期間雇用者の状況

(単位：人)

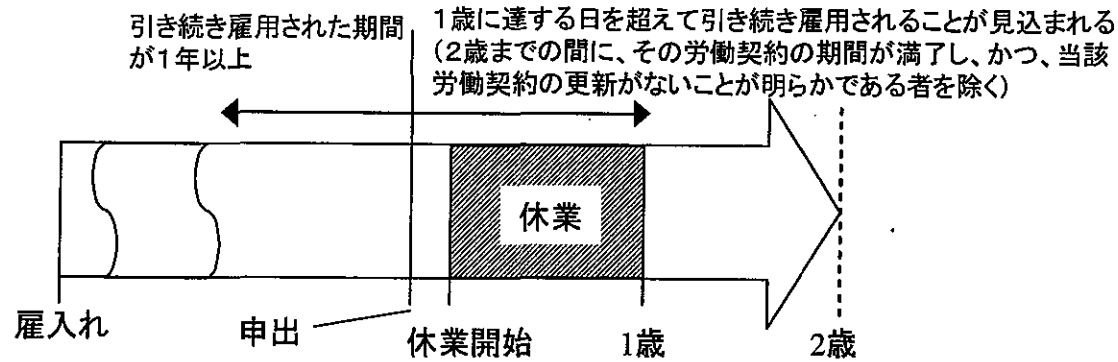
	初回受給者数	期間雇用者以外	期間雇用者		
			区分1	区分2	
平成17年度	118,339	116,097	2,242	1,427	815
平成17年4月	8,697	8,697	0	0	0
5月	9,211	9,208	3	3	0
6月	9,840	9,754	86	69	17
7月	8,975	8,829	146	105	41
8月	9,781	9,588	193	135	58
9月	9,340	9,157	183	121	62
10月	10,038	9,809	229	157	72
11月	9,982	9,713	269	159	110
12月	10,370	10,119	251	166	85
平成18年1月	10,386	10,135	251	148	103
2月	10,506	10,173	333	200	133
3月	11,213	10,915	298	164	134
4月	9,086	8,796	290	186	104
5月	10,252	9,943	309	197	112
6月	11,013	10,634	379	252	127
7月	10,189	9,835	354	208	146
17年4月からの累計	158,879	155,305	3,574	2,270	1,304

(注) 1. 期間雇用者(区分1)は、休業開始時において1年以上雇用が継続しており、かつ休業終了後労働契約が更新され、3年以上雇用が継続する見込がある場合

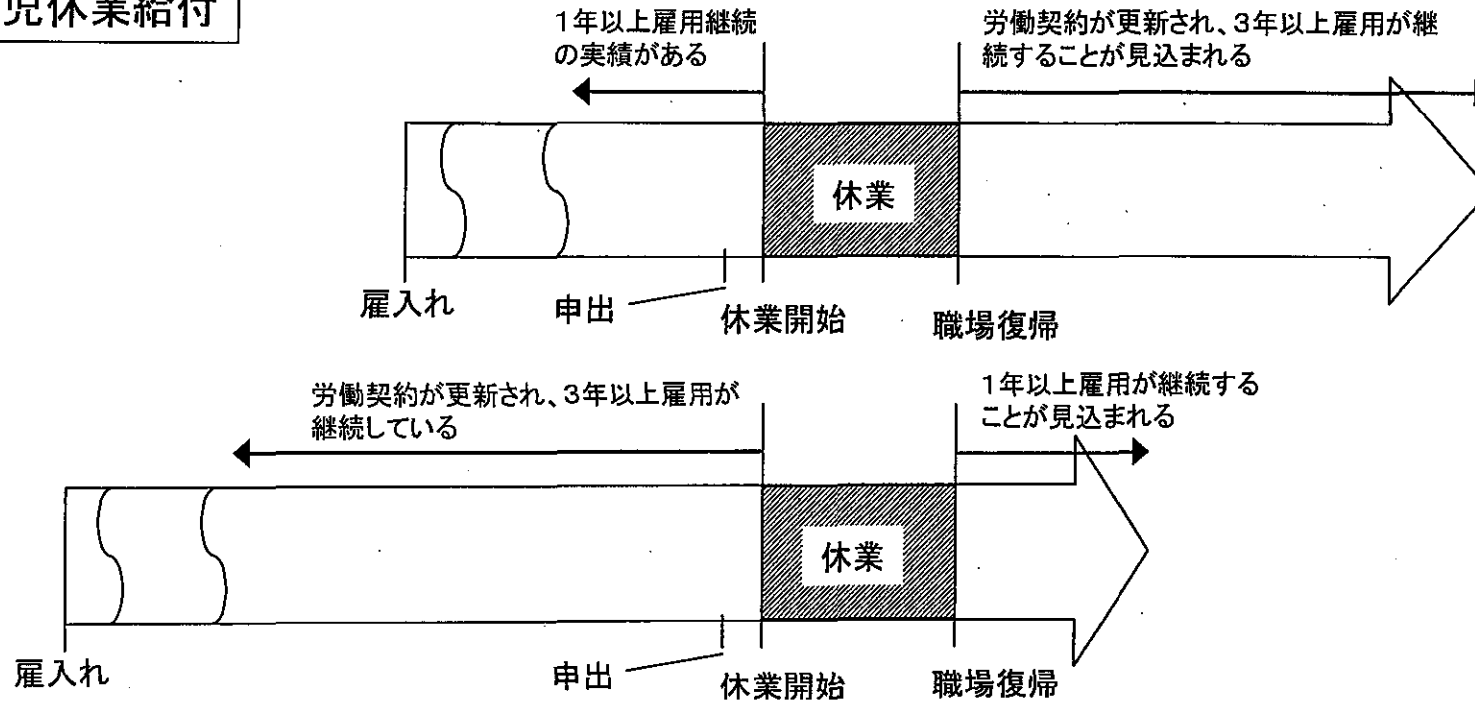
2. 期間雇用者(区分2)は、休業開始時において労働契約が更新され、3年以上雇用が継続しており、かつ休業終了後1年以上雇用が継続する見込がある場合

期間雇用者に対する育児休業及び育児休業給付の適用について

育児休業



育児休業給付



平成17年1月14日

雇用保険部会審議経緯

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う雇用保険法施行規則の一部改正については、本年1月12日及び同月14日の当部会での審議の結果、省令案要綱として別添の厚生労働省案がおおむね妥当であるとの結論を得た。

また、当部会としては、育児休業期間中等の所得保障の在り方について、雇用保険制度以外の制度で対応することも含め、関係部局において検討することが適当であるということで意見の一致をみた。

なお、質疑において、事務局回答により、以下の事項が確認された。

- 本来育児休業給付の支給を受けられることができる育児休業取得者について、その支給が阻害されることにならないよう、支給申請に係る様式等の関係手続について工夫するとともに、その周知徹底を図る。
- 期間雇用者に係る育児・介護休業給付の施行状況を的確に把握するとともに、これに基づき速やかに必要な見直しの検討を行う。

※ 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会における議論の結果を、部会長が同部会から労働政策審議会職業安定分科会へ報告する際に用いた資料（第29回労働保険審議会職業安定分科会配付資料）。